

きずな



《今月の笑顔》

ELLCY

八王子エルシィ

きくち みずき
菊地瑞季さん



会員増強月間を前に拡大理事会を開催



タックスコーナー

税金の納付は簡単・便利な「ダイレクト納付で業務効率化」！



八王子市からのお知らせ

「封筒の掲載広告を募集」

「給与支払報告書の提出は便利な電子申告

eLTAX（エルタックス）をご利用ください」



公益社団法人
八王子法人会

会員増強月間を前に拡大理事会を開催

～70名以上が出席し、本年度の会員増強の取り組みと、今後の事業実施を承認～



10月から始まる会員増強月間を前に、本来の理事会構成メンバーである理事・監事に加え、非理事の委員会委員、支部長もオブザーバーとして出席する拡大理事会が8月30日、八王子エルシィで開催されました。会務運営を滞りなく進めるため、感染症拡大下においても、理事会は通常通り開催してきた当会ですが、出席規模が大きくなる拡大理事会の開催は、2019年以来、3年ぶりとなりました。

清宮仁会長のあいさつに続いて、この日、ご臨席いただいた税務署幹部の方々をご紹介します。7月の異動で着任された阿久津安志署長から、税務説明会や税に関する広報・PR事業など、法人会活動の柱である税に対する取り組みに期待を寄せるごあいさつをいただきました。

会議では、会員増強運動の推進、親と子の税金教室（会報9月号に案内を同封）の開催、税を考える週間協賛事業の実施などの議案を審議。何れも承認、可決された後、檜崎亮一監事より、法人会活動に対する理解を1社でも多くの未加入企業に広めながら、会員増強に取り組んでいただきたいとの監事意見が添えられました。税務署幹部の方々には会議終了後、しばらくの間、会場にお残りいただき、出席した役員との名刺交換に対応していただきました。



▲阿久津署長



▲清宮会長

続いて開催された懇親会には70名以上が出席。冒頭、司会者より、長年にわたり法人会の理事・監事として活躍された顧問・相談役の方々が紹介され、代表して安藤謙治顧問（元・会長）よりご挨拶をいただき、和やかな時間がスタートしました。地区単位、委員会単位の小規模な会食は、これまでも可能な限り実施してきましたが、これだけの規模での懇親会は2020年の賀詞交歓会以来。会員増強運動や各種事業の開催など、本部、地区、部会ともに、活動が最も濃密になる秋を前に、その中心を担う役員に英気を養っていただく機会となりました。

「健康セミナー」を開催

～健康経営に活かすメンタルヘルス対策～



▲駒木野病院副院長 田 亮介 先生

「コロナ禍の影響により精神面の不安を抱える従業員が増えてきた」そんな会話から、青年部会と北八王子地区では、駒木野病院副院長の田亮介先生を講師にお招きし、“メンタルヘルス”をテーマにお話しいただきました。メンタルヘルスへの対策としては、①従業員個人が取り組むセルフケア ②管理監督者が変化に気づくラインケア ③産業医・衛生管理者など事業所内に専門家に相談できる環境づくり ④事業所以外の外部の専門家に相談ルートを作る この4つの『ケア』がポイントになるそうです。困ったことが起こった場合、誰にも相談せずに一人で乗り切るのではなく、相談相手を持ち、適切なタイミングで“頼る”ことが重要だそうです。



▲9月5日 青年部会



▲9月14日 北八王子地区

源泉部会「会員交流会」を開催

～高尾山ケーブルカー運転室（巻き上げ機）見学と高尾山ビアマウントでの交流会～

源泉部会では、3年ぶりの会員交流会を開催しました。今回の企画は、源泉部会副部会長の高尾登山電鉄株式会社 船江社長にご協力いただき、普段は見る事が出来ない、運転室、巻上機室、整備室を特別に見学させていただきました。見学会終了後は『高尾山ビアマウント』にて、窓一面に広がる絶景を眺めながら、久々の会食を楽しみました。



2023年10月開始の『インボイス制度』について説明会を開催

2023年10月より導入される消費税のインボイス制度。制度開始まで約1年となる中、9月15日、由木地区と加住地区が税理士会から講師を招き、説明会を開催しました。同様の説明会



▲ 9月15日 由木地区



▲ 9月15日 加住地区

は、毎月2回、八王子税務署でも開催されていますが、両地区はともに、税務署から比較的離れた地域にあたることから、地区内の企業関係者に、会社になんとも近い会場で情報を得ていただける機会を設けようと、今回の説明会を企画しました。

由木地区（会場／由木中央市民センター）では平野智彦税理士が、加住地区（会場／加住市民センター）では宮田学税理士が講師を担当。約1時間の説明のあと、出席者からの質疑にも対応していただきました。

なお、インボイス制度についての説明会は、今後、他の地区でも開催される場合があります。当法人会ホームページに掲載された説明会については、その大部分が、企画した地区以外に所属されている方も受講可能となっていますので、ぜひ、お気軽にお申込みください。

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時～11時および午後2時～3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

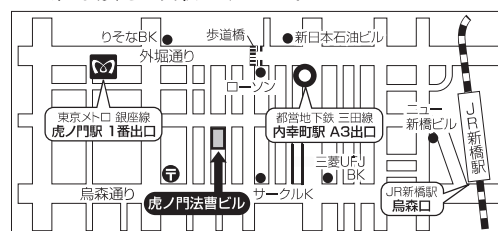
5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（鳥森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

債務の確定 期末に使用人賞与を未払金処理

～ 実践 税 務 調 査 ～

税理士 牧野義博

調査官は期末の使用人賞与の未払金処理について担当者に質問しています。



調査官 未払金処理をした根拠を教えてください。



担当者 その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をし、通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日からひと月以内に支払っています。



調査官 通知は各人別に行いましたか？



担当者 各人別ではなく、賞与の支給率が給与の数倍と決まっているので、社内の一斉メールで支給率の開示を行いました。



調査官 社内の一斉メールでは、各人別の通知にはなりません。



担当者 ……。



調査官 それでは給与規定を確認させていただきます。これによると、賞与の支給日に在職する使用人のみに支給するとあります。



担当者 それが何か問題ですか？



調査官 支給額の通知をした使用人が支給日までに退職した場合には、賞与を支給しないということですね。



担当者 その通りです。



調査官 法人税基本通達では、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合、その支給額の通知は法律上の通知には該当しません。



担当者 分かりやすく説明をしてください。



調査官 未払金処理をしたとしても、実際に賞与を支払ったものと同様の状態であることが基本的な考え方です。つまり、未払金処理をするためには、支給日に使用人が退職して

いても確定債務ですから支払わなくてはなりません。しかし、給与規定で支給しないと明文化されていますから、確定債務が崩れてしまっているので、この未払賞与は損金に算入することができません。



担当者 それでは支給されなかった該当者分が否認されるということですか？



調査官 そうではありません。通知をした全ての使用人に対してひと月以内に支払っていることの要件を満たさなくなりますので、支給されなかった賞与の金額だけではなく、賞与の総額そのものが未払金処理できません。



担当者 退職者がいなかったのに、通知をした金額を全額支給していた場合はどうですか？



調査官 給与規定では、通知をした支給額について退職をした場合には賞与を支給しないとあります。期末の段階では退職者の有無が分かりませんから、結果として賞与の総額を未払金処理することは誤りです。



担当者 分かりました。参考までに伺いますが、未払金処理をした翌事業年度において大幅な業績悪化が明確となったことから、使用人に通知した賞与を一部減額して支給をした場合はどうですか？



調査官 使用人に通知をしたことで債務である金額が確定されていますので、前提要件が崩れることから、先ほどと同様に未払金処理による損金算入はできません。



■筆者紹介

牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査 1～3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

税金の納付は

簡単・便利な

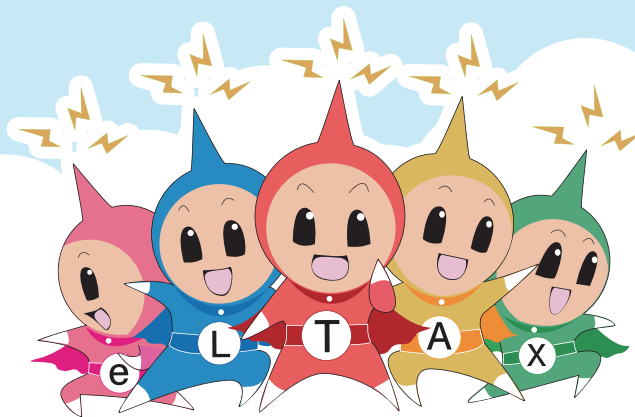
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：
イータ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…



- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは



- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！





ダイレクト納付を始めるには？

国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- ✓ (初めてのの方は)e-Taxの利用開始手続きからスタート！
- ✓ 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- ✓ (初めてのの方は)eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続きスタート！
- ✓ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PCdeskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



ダイレクト納付の利用方法

国税の場合は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税の場合は

- 1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。
- 2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する
- 3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する
※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。
- 4 納付状況を確認する
※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

税のオピニオンリーダー それが 経営者の団体「法人会」です

会員増強月間 2022年10月～12月

当八王子法人会は、八王子市内で事業を営まれている法人企業約3,000社が加入しており、税や経営に関するセミナーや、異業種間の交流会などを積極的に開催しています。また、中小企業の立場に立った各種福利厚生事業など、多彩な会員サービスをご用意するとともに、租税教育や環境問題を中心とした地域貢献活動にも取り組んでいます。

法人会の特色の一つに挙げられるのが、地域に密着した事業活動です。広い八王子市内を15地区に分け、会員の皆様にとってより身近な存在になれるよう、地区単位での研修会、交流会を数多く企画しています。

法人会ではこの3ヶ月間を「会員増強月間」と定め、全国的に加入勧奨活動を展開しています。

会員の皆様のお知り合いや取引先など、まだ法人会にご加入いただいていない方がいらっしゃいましたら、是非ご加入へのお口添えをいただければ幸いです。



税を考える週間協賛事業「八王子いちよう祭り」に出店します

八王子法人会では、「税を考える週間協賛事業」として、2022年11月19日(土)、20日(日)にかけて行われる「八王子いちよう祭り」に出店します。「八王子法人会」ブースでは、来訪者へ税のアンケートを行います。ノベルティグッズも配布予定です。「八王子法人会青年部会」ブースでは、毎年好評の木工教室を開催します。多くの方のご来訪をお待ちしています。

※開催に関しては、主催者（いちよう祭り祭典委員会）
にお問い合わせください。TEL042-668-8383



昨年度の開催例

■ 八王子市からのお知らせ ■

封筒の掲載広告を募集

八王子市では、市・都民税を特別徴収している事業所へ送付する封筒に掲載する広告を募集しています。

広告内容：市民生活に関連するもの
使用期間：令和5年5月（2023年5月）から1年間
広告のサイズ：1枠 縦5cm×横8cm デザインは申込者が作成してください。
（複数枠の使用可能）
募集期間：令和4年10月17日（月）～令和4年11月4日（金）
広告料は下表のとおり。詳しくは市ホームページをご覧ください。

封筒作成枚数	広告料（1枠）	募集枠
70,000枚	20,000枚	8枠

《問合せ》

八王子市財政部住民税課 042-620-7354（直通）

給与支払報告書の提出は便利な電子申告 「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください。

地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用することで、給与支払報告書の提出にかかる手続きを自宅やオフィスからインターネットを経由して、複数の地方公共団体へまとめて行えるほか、所轄税務署へ源泉徴収票を一括して提出することができます。

詳しい内容や手続きについては、下記の二次元コードからeLTAXホームページをご覧ください。

《問合せ》

八王子市財政部住民税課 042-620-7354（直通）



従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

その1	東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
その2	従業員のための退職金を計画的に準備できます
その3	掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
その4	掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
その5	退職一時金は退職所得控除の対象になります
その6	ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
その7	簡単な申込手で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会（東法連）が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

金F-2021-0003（2021年10月27日）P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



キラリ 輝く! 会員企業

Vol 29

Men's
Curves

「メンズカーブス」コピオ長房店

東京都初出店、男性専用「メンズカーブス」が10月11日(火) オープン

『カーブス』という名の紫色の看板が目印の女性専門フィットネスクラブは、全国に約2000店舗ありますが、八王子市長房町にあるコピオ長房2階に、男性専門フィットネスジム『メンズカーブス』コピオ長房店が、東京都初出店としてこの度オープン《10月11日(火)》。室内はカーブス独自のフィットネス運動機器が、12台ルーム内に間隔を取り配置されています。コーチの誘導を受け、マシンを30秒ごとに時計回りに隣の機器に移動し、機器ごとに様々な体の個所を鍛えていきます。運動中はコーチから丁寧に指導が受けられます。



店舗外観



オープン記念入会金66%オフ実施中です



コーチが丁寧に指導します

1回30分、行きたいときに自由に通える、生活習慣病予防に最適

1回30分、年齢と体力に合わせた指導方法で無理のない動き、普段運動不足を感じる方など最適な運動施設になります。取材時に体験しましたが、体の各部に効果を感じることが出来ました。

「筋トレを通して生活習慣病を予防していただけたらと考えています。我々は、運動、筋肉をつけることによって予防することで、社会に貢献できることを目標としています。」

「現在、八王子法人会会報を見たとおっしゃっていただければオープン記念として入会金66%オフとさせていただきます。是非この機会にご活用ください。」(田中社長)



充分な室内空間にカーブス独自の運動機器が並べられています



コーチの皆様



〒193-0824

八王子市長房町340番地12 コピオ長房2F

TEL:042-673-6030

運営会社: (株)アイエムプランニングオフィス

<https://www.curves.co.jp/mens/search/stores/97014.php>

営業時間

平日: 11:00-13:00 / 15:00-20:00

土曜日: 10:00-13:00 / 15:00-17:00

定休日: 木曜・日曜・祝日



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、『八王子エルシィ』を訪問し、飲食事業部総支配人の岡田真一さんと、菊地瑞季さんにお話を伺いました。

▼入社約1年の菊地さんは、受付や宴会等での食事の提供などを担当しています。現在は1日に300個ほど売れるという自家製焼きカレーパン販売の顔としても活躍しています。

▼20歳の菊地さんはお客様への言葉遣いに日々気を付けるようにしているそうです。「15歳で親元を離れた為、社会経験が少なく、接客業に大切な言葉遣いは仕事を通して日々学んでいます。また、現在はコロナ禍ですので感染対策の徹底に取り組んでいます」

▼将来の目標は女優になることという菊地さん、「芸名は『瑞季』で活動しています。現在は舞台を少しやらせていただいておりますが、いつかは映画やドラマに出演することが夢ですね」

▼「レストラン部門においては、他ホテルでの経験が深い高下総料理長を迎え、5階『芙蓉亭』のメニューを刷新しました。また、9月から地下1階のレストラン『アンシャンテ』の営業を始めました。本格フレンチのコース料理や、カレーパングランプリの焼カレーパン部門で最高金賞を受賞した『自家製焼カレーパン』のカレーをベースとしたカレーライスをご提供させていただきます」(岡田さん)

▼「各フロアの改修も行っており、1階は物販コーナーを設け、3階、4階は、Wi-Fi設備の更新、照明設備の更新などを行い、より利用しやすい、明るい室内の提



飲食事業部総支配人
おかだ しんいち
岡田真一さん

きくち みずき
菊地瑞季さん

供をさせていただきます。また、3階奥の個室のひとつに写真撮影や動画撮影を行っていただける専用の部屋を設けさせていただきます」(岡田さん)

▼コロナ禍によるここ数年の困難を経てハード面、ソフト面ともに積極的に展開する八王子エルシィの今後が期待出来る取材となりました。

〒192-0071 八王子市八日町6-7
電話：042-623-2111
FAX：042-624-7341
<https://www.hachiojiellcy.co.jp/>



国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



ご利用に際し条件、注意事項
があります。詳しくはホーム
ページでご確認ください。

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

発行者 公益社団法人 八王子法人会
編集者 公益社団法人 八王子法人会
発行所 公益社団法人 八王子法人会
第47巻 第7号通 巻503号

会長 清宮 仁
広報委員長 小林 一 仁
東京都八王子市大横町14-25
電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発行日 令和4年10月5日
印刷 スズキ美術印刷(株)
東京都八王子市南町9-8
電話(042)626-2600(代)

セイタカアワダチソウ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

一昨年の秋、多摩地方で宅地の近くなどでセイタカアワダチソウがところどころで目立ってきたように思った。昭和50年代から比較的近年まで、河原や空き地で目立っていたアメリカ産の帰化植物である。あのころはあまり植物に興味のない人でもこの花は知っていた。河原や空き地に見事に群生していた。

最近、各地でこれがほとんど見えなくなり、どうにか落ち着いた感じだった。何となく気にしていた。草丈は2メートルにもなり、黄色の花を見事につける。地下茎がはびこり、他の草を攻撃して枯らしながら自分の縄張りを増やすという。要するに地下茎から他の植物の生長を妨げる物質を出し、自分の生育範囲を広げる力をもつというのである。とにかくその広がり方

は驚異である。増え始めたころはブタクサのような花粉症のことも考えられたが、本種は風媒花ではなく、虫媒花なので直接その疑いはなくなつたが、その繁殖力の旺盛さは有害草あつかいもされている。

在来の植物におおわれているところ、植生の安定しているところは比較的に入りにくいとされる。要するに人間の手によって荒廃しているようなところを好んではいって考えると考えられている。そんなところをつくらないようにするのは人間の知恵であらう。

和名は背丈が高くなること、花のあとの様子が石けんが泡だつたように見えることからの名である。

